（様式５）

最終更新日：令和8年10月21日

（公財）日本スケート連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑書類のうち、公開可能なものについては、JSFホームページの「連盟情報」にて公開している。

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）日本スケート連盟（以下「JSF」という）では、長期基本計画として、2019年4月に2029年の創立100周年に向けて「JSF VISION 2019 」を策定し公表した。 これは、「より強く、より盛んで、より愛されるスケート競技の未来を実現しようとする」ものであり、具体的には、「スケート王国、ニッポンの樹立」というビジョンを掲げ、次の4つのミッションを策定し、「Skate Forward」をスローガンに取り組んでいる。 ①競技力の向上 ②スケートファミリーの拡充 ③スケート環境の整備 ④冬季オリンピック・パラリンピック　ムーブメントの推進 なお、このビジョンの策定に当たっては、役職員だけではなく、加盟団体にアンケートを行うなど幅広く意見を募った上で理事会の承認を得、評議員会への報告・確認を行い、2019年4月開催の創立90周年記念式典・祝賀会において会長から発表した。 （2）連盟ホームページで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/jsf90th_r1.pdf （3）JSFの活動をさらに発展させ、スケート競技を通して社会やスケートファミリーとの繋がりを強くすることを目的に、エンブレムデザインをリニューアルし、2021年9月に公表した。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=99 （4）2023年8月から12月まで、外部コンサルタントを入れ、少子高齢化社会でのミッション達成に向けたアクションプランの作成に取り組んだ。調査分析の結果、ミッション②スケートファミリーの拡充が、最優先で取り組むべき課題であることを明らかにした。 （5）スケートファミリーの拡充に向けては、特に、2015年度から取り組んでいるJSF主催の基礎スケート教室の充実強化を目指し、2023年度からはオフィシャルパートナー2社、2026年度からオフィシャルサポーター1社の協賛も得て、特別講師に五輪メダリスト・オリンピアンを起用し、2026年度には従来の倍となる11会場で開催予定である。実施にあたっては、加盟団体との連携を密に図るとともに、地元の新聞・テレビ等にも働きかけ、著名講師のおかげもあり多くのメディアで取り上げられるなど、スケートの普及・振興に資する活動の強化に取り組んでいる。 （６）2025年6月から、(株)ポケモン社と共同で、スケートの普及と子供の運動機会の創出を目的としたプロジェクト「ポケモンスケートチャレンジ」を開始した。全国各地のスケートリンクと連携し、人気キャラクターとコラボすることで子供たちのスケートへの関心・親しみを広げ、将来的な競技人口の拡大を目指している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=255	『JSF VISION 2019』 理事会議事録（2019年3月26日）_報告5 理事会議事録（2019年4月25日）_第16号議案 令和元年度定時評議員会議事録（2019年9月23日） 理事会議事録（2020年9月22日）_報告2 JSF VISION_2019-20シーズン報告_理事会用 理事会議事録（2024年3月27日）_報告4 JSF VISION_理事会報告資料_20240327 理事会議事録（2025年3月19日）_報告2 JSF VISION 理事会資料_20250319 朝日新聞夕刊記事（2025年7月8日） R6_JSF基礎スケート教室実施報告書 R6_JSF基礎スケート教室アンケート集計報告書 ・HP参照

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	「組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画」を2026年5月に策定し、同月開催された令和７年度第10回理事会での審議・承認を経てHPで公開している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/	職員名簿 職員動態表 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画 理事会議事録（2026年5月27日）_第10号議案
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）本連盟では、オリンピックイヤーを最終年度とする4年間を中期的な財政期間としており、2026年6月に2026-30 4か年中期収支計画を策定し、同月開催された令和７年度第11回理事会での審議・承認を経てHPで公開している。 （2）中期収支計画をふまえ、年度ごとの事業計画・収支計画を策定しており、2026年度収支計画は2026年６月に開催された令和７年度第11回理事会での審議・承認を経てHPで公開している。 （3）マーケティングについては、4年をスパンに協賛企業4社と「オフィシャルパートナー」として契約しており、2026年7月から4年間の更新を行った。また、選手の肖像権等の適切な管理を行うことや寄附金制度を充実させ、財務の健全性を追求している。 （4）2022年6月の国際スケート連盟（ISU）のルール改定に伴い、新たに「オフィシャルサポーター」制度を導入し、2023年7月に1社、2025年7月にもう1社と契約し、2026年7月から4年間の更新を行った。	JSF組織図 定款 経理規程 特定費用準備資金等取扱規程 マーケティング委員会規程 オフィシャルサプライヤー委員会規程 賞金等の取扱規程 寄附金等取扱規程 理事会議事録（2006年4月25日）_第13号議案_イ 理事会議事録（2023年3月15日）_第19号議案 中期収支計画（2022-2025） 理事会議事録（2022年6月22日）_第17号議案2
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上とし、2024年9月の役員改選時から適用した。2026年9月の理事改選により、現在の割合は外部理事が25%、女性理事は46%となった。 （2）また、関連規程により、監事3名のうち1名を女性にすることとし、2024年9月に女性１名を任用した。 （3）「役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領」第3条により、外部理事、女性理事候補者について選出区分ごとに推薦人数を定め、目標割合の達成に向けた規程としている。	JSF組織図 定款 細則 役員候補者選考委員会規程 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領 役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（1）2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部評議員の目標割合を10%以上、女性評議員の目標割合を30%以上とし、2024年9月の評議員選定時から適用した。 （2）これに沿って、2024年9月の改選により、外部評議員は11.9%、女性評議員は32%となった。	細則 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領 評議員名簿
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）アスリート委員会を設置しており、年に１回以上委員会を開催している。 （2）アスリート委員会の構成は、性別や競技のバランスを考慮し、スピード、フィギュア、ショートトラックの現役アスリートから男女各１名、アスリート経験者から男女各１名を選任している。 （3）アスリート委員の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長は理事が務める旨定めている。	アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿2024_26 アスリート委員会議事録_20190424 アスリート委員会議事録_20230407 アスリート委員会議事録_20240418 アスリート委員会議事録_20250430
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事は、定款第26条において20名以上25名以内と定めており、その内訳は細則第2条で加盟団体代表としてのブロック理事7名、部門代表としてスピード部門、フィギュア部門からそれぞれ2名、普及部門から1名の計5名、有識者は13名以内と定めてあり、適正な規模と考えている。 理事会は年に10回以上開催し、適時・適宜に議案の審議を行っている。	役員名簿 専門委員会名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）細則第3条で理事及び監事の定年制を定め、70歳未満としている。 年齢の基準日は、改選時の7月1日現在とし、任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任することとしている。 （2）2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、評議員の定年を75歳とし、2024年9月の評議員改選時から適用した。	細則 理事会議事録（2024年1月24日）_第6号議案

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）理事が原則として5期10年を超えて在任することのないよう、細則により再任回数の上限を定めている。なお、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、次の①、②に該当する場合に限り、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することは妨げないとしている。 ①当該理事が国際スケート連盟（ISU)の役員である場合 ②当該理事の実績等に鑑み、継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合 （2）また、監事は、連続して3期12年を超えて在任することがないよう定めている。	細則 役員候補者選考委員会規程 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領 理事会議事録（2024年1月24日）_第6号議案 役員候補者選考委員会_議事録（2024年8月30日） 理事会議事録（2024年9月4日）_第4号議案 定時評議員会議事録（2024年9月23日）_第1号議案 臨時理事会議事録（2024年９月23日）_第1号議案
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）2024年1月開催の理事会において、関連する規程を整備し、独立した諮問機関として「役員候補者選考委員会」を設置した。 （2）役員候補者選考委員会は、現任の会長、専務理事、外部委員2名、評議員2名、監事1名で構成し、選考委員長は外部委員を充て、決議は過半数の委員が出席し、その過半数をもって行うこととしている。また、外部委員1名以上が出席し、かつ1名以上の賛成を要する旨定めている。	細則 役員候補者選考委員会規程 役員候補者選考委員会名簿 役員候補者選考委員会_議事録（2024年8月30日）
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	コンプライアンス規程及び倫理規程を整備・運用している。	コンプライアンス規程 倫理規程 処分手続規程 職員服務規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ各種規程を整備している。	定款 細則 評議員選定委員会運営規定 評議員選定委員会委員名簿 競技者資格規程 理事会規程 事業本部スピード部運営規則 事業本部フィギュア部運営規則 事業本部普及部運営規則 コンプライアンス規程 倫理規程 管理規程 事務局規程 職員服務規程 定年後再雇用規程 嘱託、臨時職員規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款をはじめ各種規程を整備している。	定款 個人情報保護規範 内部通報者保護規程 管理規程 事務局規程 経理規程 印章取扱規程 文書取扱要領 職員服務規程 賃金規程 基本給の取扱いに関する細則 通勤手当支給基準 退職金規程 在宅勤務規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、「役員旅費規程」、並びに職員の「職員服務規程」、「賃金規程」、「退職金規程」、「職員旅費規程」等を定めている。	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 役員旅費規程 職員服務規程 賃金規程 退職金規程 職員旅費規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において、資産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。	定款 経理規程 特定費用準備資金等取扱規程 事務局規程 寄附金等取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）細則第18条において、競技者登録料及び加盟団体の分担金について定めている。 （2）マーケティング委員会及びオフィシャルサプライヤー委員会規程を設けている。 （3）競技者資格規程において、①肖像権の使用制限、②JOCが行う選手強化キャンペーン事業への協力義務、③国際競技会等での指定したユニフォームの着用義務④金品の受領制限を定め、賞金等の取扱規程によりJSFが収受する管理料について定めている。	細則 マーケティング委員会規程 オフィシャルサプライヤー委員会規程 競技者資格規程 賞金等の取扱規程 寄附金等取扱規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（1）国際競技会に派遣する選手及び役員の選考に関し、国際競技会派遣選手等選考手続規程を定めている。 （2）毎年、国際競技会派遣選手選考対象競技会及び派遣選考基準を理事会で決定し、HPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=293 （3）国際競技会への派遣選手の選考は、国際競技会派遣選手等選考手続規程により、理事会からの受任に基づき選考対象競技会終了後の選考委員会で決定し、競技会終了後速やかにHP等で公表している。また、その後最初の理事会へ報告し、会報に掲載している。 （4）強化選手及び強化スタッフについては、スピード、ショートトラック、フィギュアの強化委員会の提案に基づき、理事会の承認を経て決定し、強化選手についてはHPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/ （5）選手の権利保護に関しては、競技会等で受領する賞金及び自らの氏名・肖像等の使用許諾その他の方法で受領する金銭に関し、賞金等の取扱規程を定めている。	令和8年度(2026/2027シーズン) 国際競技会派遣選手選考基準 国際競技会派遣選手等選考手続規程 スピード_R8強化体制 ショート_R8強化選手選考方法 フィギュア_強化指定選手認定2024最終版 ・HP参照 賞金等の取扱規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（1）審判員・技術役員の資格認定にあたっては、習得すべき基本事項を定め、認定手続きについても明確にし、公正かつ公平に行っている。 （2）審判員・技術役員の国内・国際大会への派遣は、有資格者本人に参加の可否をアンケートで確認し、フィギュアは「規約部審判審議委員会」で、スピードは「公認審判員審査委員会」で利益相反等も考慮し派遣案を作成、フィギュア委員会とスピード委員会でそれぞれ審議決定している。 (3)国内大会においては、大会終了後レフェリーが大会報告書を作成し、公正・公平性を担保している。	シングル＆ペア・スケーティング、アイスダンス及びシンクロナイズド・スケーティングの審判員及び技術役員資格認定に関する規程2025.04改訂 令和7年度フィギュア委員会 機関委員・部員_20250720 スピードスケート公認審判員規則 R6・7年度スピード部委員会組織図_20250713現在
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）JSFは会計監査人の設置法人である。 （2）日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合せが出来る体制を整えている。また、職員は必要に応じて外部研修を受講している。	定款 監査契約書 法律顧問契約書 社労士との顧問契約書 税理士法人との顧問契約書
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）コンプライアンス委員会を設置・運営しており、コンプライアンス事案の対応やコンプライアンスの教育、啓発等を審議事案として実施している。委員会は毎年度1～2回開催している。 （2）コンプライアンス規程第６条から第16条において、コンプライアンス委員会の組織、役割、権限等を定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を議事録に記載のとおり組織的・継続的に行っている。 （3）コンプライアンス委員会は委員７名で、専務理事、法制部長、特任相談役およびスピード、フィギュア、普及各部委員会部長並びにパラリンピアンの女性（外部理事）で構成している。なお、事務局は、連盟事務局長、事務局次長が担っている。	コンプライアンス規程 倫理委員会規程 コンプライアンス委員名簿 コンプライアンス委員会_議事録_20210323 コンプライアンス委員会_議事録_20220316 コンプライアンス委員会_議事録_20220622 コンプライアンス委員会_議事録_20231018 コンプライアンス委員会_議事録_20240221 コンプライアンス委員会_議事録_20240626 コンプライアンス委員会_議事録_20241225 コンプライアンス委員会_議事録_20250625

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）コンプライアンス規程第7条において、委員会は専務理事、総務本部長、法制部長及び各事業部長、並びに理事又は有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）１名ないし３名で構成する旨定めており、監事は同委員会に出席し、意見を述べることが出来ることとしている。 （2）現在の委員の構成は、弁護士1名（法律顧問）、専務理事1名（外部理事・元会社社長）、女性理事1名（外部理事・パラリンピアン）、各事業部長3名、特任相談役1名で構成している。	コンプライアンス委員名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づき役職員向けのコンプライアンス教育を毎年実施している。具体的には、証憑書類にあるコンプライアンス委員会議事録85の第１号議案、86の第2号議案、88の第1号議案に記載のとおりである。 （2）2026年9月の理事改選に伴い、10月の理事会開催に合わせて理事と監事を対象に研修会を実施した。 （3）2025年9月の定時評議員会開催に合わせて、評議員および役員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。	コンプライアンス委員会議事録 2026年10月21日【日本スケート連盟】理事監事向け研修資料 日本スケート連盟評議員研修 20250923 最終版
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）スピード、フィギュア、普及の各事業において、計画に基づきコンプライアンス教育を毎年実施している。 （2）選手・強化スタッフについては、「強化指定選手・強化スタッフ行動規範」を定めるほか、毎年合宿時にセミナー等を開催し教育している。 （3）指導者については、コーチクリニック、セミナー等を開催し、毎年コンプライアンス教育を実施している。	コンプライアンス委員会議事録 令和8年度コンプライアンス教育計画 強化指定選手・強化スタッフ行動規範 アンチドーピング規程 スピード：アンチ・ドーピング講習資料 ショート：チームジャパンカンファレンス資料 フィギュア：全日本ジュニア合宿 要項・研修資料 フィギュア：全日本合宿 要項・研修資料 ショート：コーチクリニック資料 普及：基礎スケート指導テキスト 2026年度 アンチ・ドーピング教育年間計画（3種別） スピード：ジュニア講習資料 フィギュア：アンチ・ドーピング研修資料 ショート：アンチ・ドーピング研修資料

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）「コンプライアンス教育計画」に基づき、スピードスケートは「公認審判員中央セミナー」を年1～2回、ショートトラックは「公認審判員中央セミナー」を年1～2回、フィギュアスケートは「審判員セミナー」を年２回実施しており、このセミナーにおいてコンプライアンス教育を実施している。	コンプライアンス委員会議事録 スピード：審判員中央セミナー資料 ショート：審判員中央セミナー資料 フィギュア：東西審判員講習会資料
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）JSFは会計監査人の設置法人である。 （2）日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を整えている。	定款 監査契約書 法律顧問契約書 社労士との顧問契約書 税理士法人との顧問契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計監査人並びに公益会計及び税務に係る税理士法人からの指摘・指導を受け「公益法人会計基準」に準じ、財務・経理の処理を適切に行っている。	定款 経理規程 監事名簿
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）JSC及びJOCの定める競技力向上事業等実施要項に基づき適切に処理している。 （2）倫理規程第４条第5項において、役職員・登録競技者の遵守事項として「補助金、助成金、その他の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、不適切な支出、受領や他の目的の流用等不正行為を行ってはならない。」と定めている。 （3）2026年10月の理事会開催に合わせ、役員を対象に研修会を実施した。	倫理規程 2024年10月23日【日本スケート連盟】新理事監事向け研修 JOC令和8年度選手強化ＮＦ事業補助金交付決定通知書 令和8年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書 JOC令和8年度競技力向上事業等実施要項 2026年10月21日【日本スケート連盟】理事監事向け研修資料
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	定款第54条の定めに従い、法令上求められている計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録）、事業計画、収支予算書（正味財産増減計算書ベース）、定款、役員名簿等を事務所に備え置くとともに、HPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/	定款 ・HP参照
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	原則3の（3）に記載のとおり、各事業年度ごとISUのコミュニケーション発表時に照らして合理的な時期までに、スピード、フィギュア、ショートトラックそれぞれ国際競技会派遣選手選考対象大会及び選考基準を策定し、選手等に周知するとともに、HP等で公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/whatsnew/detail.php?id=293	令和8年度(2026/2027シーズン) 国際競技会派遣選手選考基準 ・HP参照

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報として、自己説明に関する資料をHPで公表している。 https://www.skatingjapan.or.jp/jsf/	・HP参照
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1）倫理規程第4条第4項において、役委員及び登録競技者の遵守事項として「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定め管理している。 （2）理事については、理事会規程第7条で「特別の利害を有する理事は、その議決に加わることができない。」旨定め運用している。 （3）利益相反管理規程を定めており、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/53riekisohankanri.pdf	倫理規程 理事会規程 利益相反管理規程 ・HP参照
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを定めており、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/52riekisohan%20policy.pdf	利益相反ポリシー ・HP参照
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（1）処分手続規程第3章の定めに基づき「相談・通報窓口」を設置しており、この窓口について、HPで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/soudan/ なお、この処分手続規程第3章に定める「相談・通報窓口」は、内部通報者保護規程第2条に定める窓口にも適用される。 （2）内部通報者保護規程第10条及び処分手続規程第5条により、通報窓口担当者及びこの業務に携わる者は、通報された内容及び個人情報並びに処分に関する情報に対し守秘義務が課されている。 （3）内部通報者保護規程第9条により通報者等の保護を定めている。 （4）通報窓口の担当者は、専務理事、法制部長、事務局長であり、連盟の法律顧問でもある法制部長により、通報が正当な行為として評価されるものであることを日常から指導されている。 （5）事務局職員を対象に、2022年7月に法律顧問でもある理事・法制部長を講師にコンプライアンス研修「公益通報について」を実施し、内部通報の正当性についての意識づけを行った。今後も会議等の機会を捉えて、役職員に対する意識づけを行っていくこととする。	処分手続規程 内部通報者保護規程 コンプライアンス研修（事務局職員対象）_20220704 ・HP参照

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報の担当窓口は、コンプライアンス委員長、法制部長（顧問弁護士）、専務理事及び事務局長としている。	処分手続規定 内部通報者保護規程 ・HP参照
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	（1）懲罰制度の禁止行為については、処分手続規程第3条に違反行為と定め、処分対象者、処分の内容及び処分に至る手続きに関しては、同規程に定めている。 （2）処分手続規程は、ホームページで周知している。 https://www.skatingjapan.or.jp/assets/file/jsf/48shobun_tetsuzuki20251022.pdf （3）聴聞については、同規程第9条第2項に定めている。 （4）処分結果は、同規程第10条により、処分対象者に書面をもって通知する旨定めてあり、不服申し立てに関しては、同通知者に「日本スポーツ仲裁機構」のスポーツ仲裁の利用が可能である旨並びに申し立て期間について明記している。	細則 職員服務規程 処分手続規程の改訂_20251022理事会資料 処分手続規程 ・HP参照
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者は、その中立性と専門性を担保するため、JSFとは直接関係のない専門性を有する外部有識者3名に審査委員を委嘱しており、弁護士1名、有識者2名（元警察庁幹部、スポーツドクター）で構成している。	審査委員名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（1）違反行為に対する処分については、（公財）日本スポーツ仲裁機構へ不服申立ができるよう処分手続規程第12条に定めている。 （2）細則第40条により、（公財）日本スポーツ仲裁機構へは、上記以外の代表競技者の選定を含む本連盟のあらゆる決定に対しても不服申立ができるよう定めている。 （3）上記２件の不服申立については、期間の制限を定めていない。	細則 処分手続規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（1）処分手続規程第10条に基づき処分対象者に通知している。	処分手続規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）リスク管理規程を整備しており、リスクの適切な管理と対応に関し必要な事項を定めている。 （2）危機管理の対応に関しては、リスク管理規程第11条「緊急事態の対象範囲」において発生し得るリスクを特定し、発生したリスクの通報経路については、同規程第12条及び第13条に定めており、同規程第14条に「緊急事態発生時の初動対応の基本方針」について定めている。 （3）危機管理体制については、リスク管理規程第15条から第23条において、特に緊急事態が発生した場合又は予想される場合の緊急事態対策室の設置及び具体的な業務等が定められている。 （4）リスク管理規程第18第2項・第3項において、不祥事対応の流れと第三者委員会の設置について定めている。	リスク管理規程 2025世界フィギュア国別対抗戦マニュアル_抜粋
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、JSF内で不祥事は発生していない。	リスク管理規程
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において、JSF内で不祥事は発生していない。	リスク管理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）加盟団体については、定款第10章で資格要件、資格の喪失、脱退、除名等を定めており、細則第５章に「加盟団体の権利義務」について定めている。 スケート競技の特性上、加盟団体の規模は大小様々であることから、日常の業務執行についての質問・相談から、組織運営・組織体制、違反行為に対する処分についての助言・指導など、メール・電話や面談などあらゆる手段を通して、加盟団体に対し、きめ細かに、かつ丁寧に支援を行い、ガバナンス確保及びコンプライアンスの強化につなげている。 （2）加盟団体への支援に関しては、細則第25条に基づく支援のほか、平成27年から支給基準に基づき加盟団体活性化助成金を交付している。 （3）ガバナンス強化のため、継続して加盟団体の法人化を推奨しており、47団体中6団体が法人格を取得している。	定款 細則 加盟団体活性化対策助成金の概要および対象経費
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）JSFの事業活動についての情報は、加盟団体及び登録競技者に会報を配付し提供している。会報には、JSFの様々な事業活動のほか、理事会・評議員会の議事録等を掲載している。 （2）前記のほか必要と思われる他の情報については、都度、加盟団体会長若しくは理事長に会長名で通知しており、2023年11月改定のスポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞を加盟団体に周知した。 （3）2023年9月の評議員会開催に合わせてコンプライアンス研修「適切な経理処理について」を、2024年10月理事会開催に合わせて理事・監事の役割についての研修を、また、2025年9月の評議員会開催に合わせてコンプライアンス研修「スポーツ団体ガバナンスコードについて＜一般スポーツ団体向け＞」を、2026年10月理事会開催に合わせて理事・監事の役割についての研修を、それぞれTMI総合法律事務所の弁護士2名を講師に実施した。なお、2024年９月に選定された評議員は総数59名で、うち都道府県加盟団体代表は44名である。 また、評議員を対象に実施した上記2回の研修内容（資料及び録画した動画）は、研修終了後、全評議員及び地方加盟団体事務局に配信した。	スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞についての周知メール 2023年9月23日【日本スケート連盟】金銭不正に関する研修 2024年10月23日【日本スケート連盟】新理事監事向け研修 2026年10月21日【日本スケート連盟】理事監事向け研修資料 会報「Skating」